

# 商品トラブルや多重債務などで

# 困ったときにはありませんか？



5月は消費者月間。今年は「消費者新時代 消費者が主役」がテーマです。  
市では、本庁（別館）・商工観光課に消費生活相談員を配置し、商品購入に関するトラブルで困っている人や消費者金融会社などから多額の借金をかかえて悩んでいる人に対して、問題解決に向けてのアドバイスをを行っています。

今回は、知っておきたい悪質商法の手口と対策などについて紹介します。



会話の通信教育契約などが多く、主に若者が狙われやすいことも特徴の一つ。

長時間説明することで、契約しないと思えない雰囲気を作るなど、心理的に追い込まれ、契約をせざるを得ない場合も少なくないようです。

## 《対策》

「あなただけ特別です…」この言葉に絶対に乗らないようにしてください。電話で呼び出される時、相手は「無料なんですよ」「せっかくの機会なのにもったいない」な

## 悪質商法② マルチ商法

### 【手口】

別名「連鎖販売取引」。マルチ商法は、ネズミ講に類似した組織的販売方式です。まず自分が商品やサービスを契約して販売組織の加盟者（会員）となります。その後、知り合いなどに次々と商品を購入させ、買い手を増やすこと

## 《対策》

マルチ商法の場合、入会している人はその組織にのめり込んでしまった状態で、「怪しいのでは？」という周囲の意見にも耳を貸さないことが多いようです。しかし、思っただほど売れず、周囲を強引に

## 悪質商法① アポイントメント商法

### 【手口】

別名「呼び出し商法」。この手口では、まず電話やハガキで「あなたは特別会員に選ばれました」「おめでとうござ

います！景品が当たりました」「会って詳しい話がしたい」などと言って喫茶店や営業所に呼び出します。電話の段階では、販売目的であることは隠したままで出かけて行くこと、案内とは何の関係もない商品やサービスの契約の話になるというものです。

内容は海外旅行に安く行くことができる会員契約や、英

勧誘すること気がつかないうちに加害者になってしまうことも。長年つきあってきた友人や家族からも、見放されることにもなりかねません。利益を得ることができるとは組織の上層部など、本当にごく一部の話。多くは自分に利益が出る前に破たんするが、利益が出て自分も勧誘した人に迷惑をかけてしまうことになるのです。

友人などに誘われても、お金と友情は別ものだと割り切って断つうえで、その人にもやめるよう忠告する勇気を持つてください。

## 悪質商法③ SF商法（催眠商法）

### 【参考】

日用品や食料品の『大安売り』または『〇〇説明会』などの名目で人を集め、閉め切った会場で、まず台所用品などを無料同然で配ります。「もらわなければ損、買わないと損」という興奮状態にさせて

## 悪質商法④ 送りつけ商法

### 【参考】

おき、最終的に高額な商品を売りつける手口です。狙われるのは主に高齢者。雰囲気武器としている商法なので、会場に行かないことが一番の防衛策。

商品を一方的に送りつけ、消費者に代金を請求する販売方法で、代金引換便を悪用するケースが多発しています。消費者は商品を受け取った以上、支払う義務があると思いがちですが、契約が成立していないので代金を支払う必要はありません。

品物が届いたら、その場ですぐに受け取らず、家族などに注文したか確認してから対応しましょう。



## 悪質商法⑤ 内職・モニター商法

### 【参考】

『在宅サイドビジネスで高収入を』『技術・資格を身につけて在宅ワーク』等と言って内職やモニターなどの仕事を紹介するように見せかけ、実際は高額な商品や資格講座を契約させます。「収入の条件が当初の説明とは違っている」「仕事がほとんど紹介されない」などのトラブルが多く発生しています。実際に仕事を紹介する前に、高額な金銭負担を要求する業者には、十分な注意が必要です。

何よりも仕事を始めるに当たって、商品を購入することが条件であるという契約には十分注意を払うことが重要になります。

※詳しいことは、本庁（別館）・商工観光課商工振興係 ☎1111 内線2551へお尋ねください。

## ひとりで悩まないで、相談してください！

今回紹介した悪質商法などのほか、訪問販売や電話勧誘販売などで商品などを購入しても、契約後の一定の期間であれば、一方的に無条件で解約ができます。これを『クーリング・オフ』といい、消費者にもう一度冷静に考える期間を与えようというものです。クーリング・オフの方法については、本庁（別館）・商工観光課で詳しく説明します。

また、市では、消費生活に関するトラブルや多重債務などの相談に専門的に対応するため、同課に消費生活相談員を配置しています。相談は無料です。お気軽にご相談ください。



市消費生活相談員  
橋野 君佳

- 相談日時＝月曜日～金曜日（祝日を除く）  
午前8時30分から午後5時まで  
※月・水・金曜日は消費生活相談員が、火・木曜日は市の担当職員が相談に応じます。
- 相談窓口＝本庁（別館）・商工観光課  
※牛深支所・産業振興課、その他の支所・産業建設課でも相談を受け付けています。
- 相談電話＝☎26787（直通）  
※来庁して相談したい場合は、事前にご連絡ください。

